

原発差し止め命令

札幌地裁 津波対策理由は初

北海道電力泊原発1~3号機を運転してはならない

- 北海道電力泊原発1~3号機を運転してはならない
- 津波に対する安全性の基準を満たしていない
- 北海道電の立証終了時期の見通しが立たず、審理継続は相当でない
- 廃炉まで必要な具体的な事情は見いだせない
- 使用済み核燃料の危険性は認めるが、原告側の撤去請求は棄却

号機（泊村）=☆NEWS
の言葉で事故が起きたら、生命や身体の安全が脅かされるとして、周辺住民の約1200人が北海道電に運転差し止めや廃炉を求めた。訴訟の判決で、札幌地裁は31日、「津波に対する安全性の基準を満たしていない」として、現在定期検査中の3基の運転差し止めを命じた。原告側によると、津波対策を理由に運転を認めなかつた判決は初めて。

【13・30面に関連記事】

2011年の東京電力福島第1原発事故後、運転差し止めの判決は3例目。初の司法判断となつた廃炉請求については「必要な具体的な事情が見いだせない」として棄却した。原告のうち、

立証責任は本来なら原告側にあるが、原発を保有、運用し、知見や資料を有する北海道電が安全性を満たしていると立証する必要があると説明。今年1月に審理を打ち切る形で判決を出した経緯を巡っては、北海道電側が「長期間経過しても主張、立証を終える時期の見通しが立たない」として「審理を継続する」ことは相当ではない」と述べた。

福島の原発事故後の訴訟では、福井地裁が14年5月に関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）、昨年3月には水戸地裁が日本原子力発電東海第2原発（茨城県）の運転をいずれも認めた。使用済み核燃料の撤去についても、北海道電の安全性に関する説明は十分でなく、危険性は認められるものの、原告は撤去先を特定しておらず、請求権がないとして棄却した。

谷口哲也裁判長は判決理由で、「(既存の)防潮堤の地盤に液状化が生じる可能性がないことを相当な資料によって裏付けていない」とし、新たに建設予定の防潮堤の構造も決まっていないと指摘。津波の際に基準を満たす防護施設が存在しないとして、原発は安全性を欠くとした。使用済み核燃料の撤去についても、北海道電の安全性に関する説明は十分でなく、危険性は認められるものの、原告は撤去先を特定しておらず、請求権がないとして棄却した。

10年半 安全の願い結実

泊原発差し止め命令



北海道電力泊原発の廃炉や運転差し止めを求めた訴訟の判決で、「差し止め 認める」と書かれた紙を掲げ万歳する原告団=31日午後3時6分、札幌地裁前

原告「未来つくる 1歩」

安全を願う原告らの願いが提訴から10年半を経て結実した。31日、北海道電力泊原発3基の運転差し止めを命じた札幌地裁判決。津波対策の不十分さや訴訟長期化への批判に原告団は「画期的な判決だ」と歓迎し、再稼働を団結する北海道電力は厳しい立場になつた。

【1面】本記

油原発訴訟で札幌地裁の谷口哲也裁判長が首頭に全3基の運転差し止めを命じる文文を読み上げると、廷内からは小さな声で「よし」「やった」と喜びをかみしめの声が聞かれた。原告団

がり、万歳をする人もいた。地裁前に駆け付けた支援者の金振良(已さん)(81)=札幌市=は「うれしい。命を大切にする裁判官がいて良かった。自分の安全を立証できぬいよつた会社が原発を運転するなんて恐ろし

い」と感嘆した様子で話していた。その後に開かれた弁護団や原告の報告會で皆藤氏(62)は「北海道に原発のない未来をつくる第一歩だ」と判決の手応えを強調。会場となつた市内の会議室を最後の席まで一杯に埋めた大勢の関係者からは拍手と歓声が上がった。

弁護団長の市川守弘弁護士は「極めて順当な、当然の判決だ。細かい点で不満はあるが、もう3年機会の稼働を認めないとした点を評価したい。早く判決を確定させたい」と力を込めた。

は理由の説明は何度もつなづいたり、ほぼ笑んだりしていた。その後に開かれた弁護団や原告の報告會で皆藤氏(62)は「北海道に原発のない未来をつくる第一歩だ」と判決の手応えを強調。会場となつた市内の会議室を最後の席まで一杯に埋めた大勢の関係者からは拍手と歓声が上がった。

い」と感嘆した様子で話した。その後に開かれた弁護団や原告の報告會で皆藤氏(62)は「北海道に原発のない未来をつくる第一歩だ」と判決の手応えを強調。会場となつた市内の会議室を最後の席まで一杯に埋めた大勢の関係者からは拍手と歓声が上がった。

運転認めぬ判断4例

県内原発巡る本訴訟、仮処分

2011年3月の東京電力福島第1原発事故後、福井県内の原発の運転を認めた住民側が上級審などで巡回敗訴。判例が示された全国の原発訴訟に影響が出る」と懸念し、住民側は最高裁に仮処分を命ぜて4例あった。大阪高裁で係争中の裁には上告しない戦術を探つた。

1例を除き、3例は提起し

たといふ。
県内の原発に対する運転差し止めを認める裁判は、本訴訟件あり、関西電力の美浜、

大飯、高浜原発のいずれかが対象。関電が被告の民事訴訟は仮処分を含めて5件、国が被告の行政訴訟は3件ある。

福島事故後、全国で初めて運転差し止めを命じたのは14年の大飯3、4号機を巡る民事訴訟。福井地裁の樋口英明裁判長が閑電の地震対策に「構造的欠陥がある」として運転差し止めを命じたが、名古屋高裁金沢

4号機の設置許可を取り消すと命じた。原告として控訴審で運転が認められた。

20年には大阪地裁が「原子力規制委員会の判断は地盤規模の想定で必要な検討をせず、看過しがちに過誤がある」として、大飯3、4号機の設置許可を取り消すと話した。(鶴本祥之)

北海道電、立証できず

2014年に関西電力大飯原発の再稼働を認めなかつた福井地裁判決で裁判長を務めた樋口英明元判事の話 原子力規制委員会の判断を待たず、裁判所が独自に判断した意義は大きい。北海道電力は立証責任を負っていたにもかかわらず、十分な立

証ができなかつたといえる。規制委の判断に籠きを置き、結論が出ないままの状態が続く原発訴訟もある中、今回の判決が与える影響は大きい。判決文が簡潔で、分かりやすいのも特徴だ。廃炉措置や使用済み核燃料などの争点は請求棄却だったが、理由にはうなづけるところもあった。一般市民の視点に立った判決といえる。

極めて不十分な判決

東京工業大の奈良林直特任教授(原子炉工学)の話 判決は泊原発の津波対策に不備があるなどとしたが、同原発は原子力規制委員会の審査中で、北海道電力は想定する津波

の高さが決まれば防潮堤を造り直すと言っている。防潮堤ができるれば判決には何の効果もない。また、北海道電が新規制基準に基づいて整備した給水ポンプや電源車、水密扉といった津波対策についても論じられておらず、極めて不十分な判決だ。

国民の不信、不安危惧

全原協会長・渕上隆信教賀市長の話 司法の判断に対して意見を述べる立場はないが、原子力規制委員会による審査が

続けられている中で裁判所が判断することや、裁判官によって異なる判決が出されている現状は、立地地域に混乱を生じさせるものであり、原子力発電に対する国民の不信や不安が生じることを危惧する。